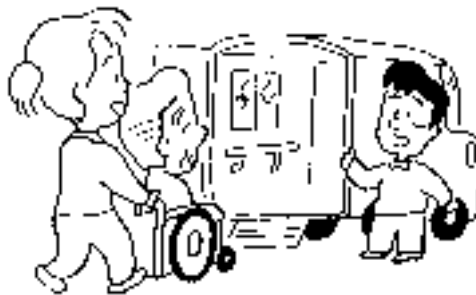


# 健康福祉課 高齢障害係からの お知らせです

23 - 5645 FAX24 - 2390

「措置制度」から個人を重んじる「支援費制度」へ  
障害者に対する福祉サービスは、いままでは市が決定していた「措置制度」  
でしたが、4月からは利用者の自己決定を尊重した「支援費制度」になります。

「支援費制度」のしくみ  
利用者自らがサービスを選択し、事業者と  
対等な立場で契約してサービスを利用します。  
このときサービス費用の一部を利用者が負  
担し、残りは支援費として市が払います。



4月から障害者福祉サービスの  
利用のしかたが変わります

下記 印のサービスを利用する障害者（障害児の場合はその保護者）は、健  
康福祉課でサービス受給資格の認定を受けたあと、障害者または保護者がサー  
ビス事業者と契約することになります。

		障害児	身体障害者	知的障害者
施設サービス				
居宅サ ービス	居宅介護（ホームヘルプ）			
	通所介護（デイサービス）			
	短期入所（ショートステイ）			
	地域生活援助（グループホーム）			

4月以降新たにサービスを受けたいと思っている方や、現在のサービスを引  
き続き受けようとするときは、健康福祉課に申請してください。  
車いす・補聴器・ストーマなどの給付事業は、今までどおりです。

## 身体障害者手帳 1・2級所持者対象 パソコン講習会

第1期 1月20日（月）～2月4日（火）重度視覚障害者の部  
第2期 2月10日（月）～26日（水）重度身体障害者の部  
平日午前9時～正午まで12日間開催



定員：各3人程度（定員になり次第締め切り）  
場所：島会館 費用：無料 対象：市内在住20歳以上  
申込先：健康福祉課 受付：1月6日～15日まで